

公 告 第 5 3 7 号

規程改定・新設・廃止について

令和6年7月26日開催の第135回組合会において、以下のとおり「組合会議員及び役員に対する旅費ならびに報酬補償規程」・「個人情報保護管理規程」・「健康管理事業推進委員会規程」・「各種健康診査等実施規程」の改定並びに令和6年12月2日被保険者証の廃止に伴い、「資格確認書管理規程」を新設し、「被保険者証管理規程」を廃止することについて議決・承認されましたので、組合規約第52条の規定により公告します。

記

1. 「組合会議員及び役員に対する旅費ならびに報酬補償規程」の改定

新					旧				
第1条 (略)					第1条 (略)				
第2条 旅費の種類、定額及びその支給方法は、株式会社J-オイルミルズ旅費規程を準用する。ただし、旅費額表は下の区分とする。 <u>また、やむを得ず地区別宿泊料金を超えてしまう場合は、常務理事の承認を得て宿泊費の実費を支給する。</u>					第2条 旅費の種類、定額及びその支給方法は、株式会社J-オイルミルズ旅費規程を準用する。ただし、旅費額表は下の区分とする。				
区分	鉄道	飛行機	その他 交通費	宿泊料	区分	鉄道	飛行機	その他 交通費	宿泊料
理事長	グリーン車	ビジネス	実費	13,000円	理事長	グリーン車	ビジネス	実費	13,000円
理事	普通車	エコノミー	実費	A 10,500円 B 8,500円	理事	普通車	エコノミー	実費	A 10,500円 B 8,500円
議員	普通車	エコノミー	実費	A 10,500円 B 8,500円	議員	普通車	エコノミー	実費	A 10,500円 B 8,500円
<p><u>2 A地区とは次の各地域を指し、B地区とはそれ以外の地域を指す。</u></p> <p><u>東京都、千葉市、船橋市、習志野市、市川市、浦安市、柏市、流山市、松戸市、さいたま市、</u></p>					<p><u>(新設)</u></p>				

<p><u>蕨市、川口市、川崎市、横浜市、鎌倉市、藤沢市、大阪府、京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、川西市、宝塚市、神戸市、札幌市、仙台市、福岡市</u></p> <p>第3条～第8条（略）</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>この規程は、令和6年8月1日から施行する。</u></p>	<p>第3条～第8条（略）</p>
--	-------------------

2. 「個人情報保護管理規程」の改定

新	旧
<p>（目的）</p> <p>第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日・法律第57号。以下「法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。）、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日保発0414第18号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイダンス」という。）、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「特定個人情報ガイドライン」という。）、「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知。）に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、J-オイルミルズ健康保険組合（以下「組合」という。）が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等（以下「漏えい等」という。）を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 本規程で用いる用語の定義は、本規程で定めがない限り、法及び番号法で定めるところによる。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日・法律第57号。以下「法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。）、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日保発0414第18号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイダンス」という。）、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「特定個人情報ガイドライン」という。）、「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知。<u>以下「保険課長通知」という。</u>）に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、J-オイルミルズ健康保険組合（以下「組合」という。）<u>における被保険者及びその被扶養者（以下「被保険者等」という。）等、組合</u>が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等（以下「漏えい等」という。）を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p> <p>（個人情報の定義）</p> <p>第2条 本規程による個人情報とは、<u>法第2条第1項に定める特定の個人を識別することができるもの</u>をいい、紙に記載されたものであるか、写真・映像や音声であるか、電子計算機・光学式情報処理装置等のシ</p>

2～3 (略)

(個人情報の利用目的の特定と公表等)

第3条 組合が取得する個人情報の利用目的は、原則としてあらかじめ組合のホームページ等で公表し、あらかじめ公表していない利用目的で個人情報を取得したときは、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は組合のホームページ等で公表することとする。

2 個人情報の利用目的の変更は、前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うこととし、利用目的を変更したときは、変更された利用目的について、本人に通知し、又は組合のホームページ等で公表することとする。

(個人データの第三者への提供)

第4条 法第27条第1項各号に定める場合を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める場合において、個人データの提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。

2 当該個人データが特定個人情報である場合、本人

システムにより処理されているかは問わない。また、この組合における個人情報は原則として別表1に掲げるものとする。

2 本規程による特定個人情報とは、番号法第2条第8項に定める個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

3 本規程による要配慮個人情報とは、法第2条第3項に定める取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

4～5 (略)

(個人情報の利用目的の特定と公表等)

第3条 個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的を別表2においてできる限り特定し、被保険者等本人にわかりやすい形で通知し、またはホームページ、組合・事業所掲示板への掲示、広報紙等で公表する。また、新たに個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を被保険者等本人に通知し、または前記手段等を用いて公表する。

2 組合は、法第18条第3項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。

3 第1項の場合において、特定個人情報の利用目的は、番号法第9条に定める利用範囲において特定しなければならない。

4 第2項にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号法第9条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取扱ってはならない。

(個人情報の第三者への提供)

第4条 法第27条第1項各号に定める場合を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。

の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。

3 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、個人データを第三者（法第16条第2項各号に掲げる者を除く。次項において同じ。）に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに、個人データを提供した日から3年間保存しなければならない。

4 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、第三者から個人データの提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに、個人データの提供を受けた日から3年間保存しなければならない。

第5条～第6条 （略）

（個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当者の責務等）

第7条 個人情報取扱責任者は、常務理事が就任するものとし、個人情報保護の徹底が図られるよう、各種安全対策の実施、組合の役職員等に対する教育訓練、外部委託業者の監督、保有個人データの開示請求や苦情処理等を適切に行うなど個人情報保護に関して必要な措置の全般を管理し、理事長など役員とともに、その責任を負うものとする。

2 （略）

（守秘義務）

第8条 役職員及び組合会議員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。

（安全管理措置）

第9条 個人データの保管場所については常時施錠し、その鍵の管理は、個人情報取扱責任者が行うものとする。また、個人情報取扱責任者は第7条に定める安全対策として、個人データの整理及び保管状況を把握するとともに、電子計算機及び番号法第2条第14項に定める情報提供ネットワークシステムへの接続環境の管理を適正に実施するものとする。

2 当該個人情報が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。

3 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、個人情報を第三者（法第16条第2項各号に掲げる者を除く。次項において同じ。）に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。

4 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。

第5条～第6条 （略）

（個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当者の責務等）

第7条 個人情報取扱責任者は、常務理事が就任するものとし、個人情報保護の徹底が図られるよう、各種安全対策の実施、組合の役職員等に対する教育訓練、外部委託業者の監督、個人情報に関する開示請求や苦情処理等を適切に行うなど個人情報保護に関して必要な措置の全般を管理し、理事長など役員とともに、その責任を負うものとする。

2 （略）

（守秘義務）

第8条 役職員及び組合会議員は、被保険者等の個人情報の漏えい等をしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。

（個人情報の管理）

第9条 被保険者等の個人情報が記載された文書等（帳票、電子データ等全ての記録様式を含む。以下同じ。）の保管場所については常時施錠し、その鍵の管理は、個人情報取扱責任者が行うものとする。また、個人情報取扱責任者は第7条に定める安全対策として、個人情報が記載、記録された文書等について整理及び保管状況を把握するとともに、電子計算機及び番号法第2条第14項に定める情報提供ネットワーク

2 前項に定めるもののほか、個人データへの不当なアクセス並びに故意又は過失による虚偽入力、書換え及び消去を防止するため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。

(死者に関する情報の管理)

第10条 組合が保有する死者に関する情報は漏えい等の防止のため、個人データと同等の安全管理措置を講じる。

(個人データの廃棄及び消去)

第11条 個人データを廃棄または消去するときは、個人情報取扱責任者の指示に従い、個人データを読取不可能な状態にしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、個人データの廃棄及び消去のため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。

第12条 (略)

(委託先の監督)

第13条 個人データに関する業務を委託した場合には、委託業務に用いる個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(外部委託)

第14条 個人データに関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。

システムへの接続環境の管理を適正に実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、被保険者等の個人情報への不当なアクセス並びに故意又は過失による虚偽入力、書換え及び消去を防止するため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。

(死者に関する情報の管理)

第10条 組合が死者に関する情報を保存している場合には、組合は漏えい等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講じる。

(個人情報の廃棄及び消去)

第11条 被保険者等の個人情報が記載された文書等の廃棄を行う場合は、個人情報取扱責任者の指示に従い、個人情報を読取不可能な状態にしなければならない。

2 電子計算機及び光学式情報処理装置の廃棄又は転売・譲渡等(リースの場合は返却)を行う場合は、個人情報取扱責任者の指示に従い、ハードディスク内のデータを復元不可能な状態にしなければならない。

3 特定個人情報については、必要でなくなった場合かつ所管法令で定める保存期間を経過した場合、前二項に定める方法により、可及的速やかに廃棄又は消去しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、個人情報の廃棄及び消去のため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。

第12条 (略)

(委託先の監督)

第13条 組合の被保険者等の個人情報に関する業務を委託した場合には、委託業務に用いる個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(外部委託)

第14条 個人情報及び特定個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記すること

- (1) 法令、関連通知及びガイドンス（当該個人情報
が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイ
ドラインを含む）を遵守し、個人情報の保護に
万全を期すこと。また、契約期間終了後におい
ても同様であること。
- (2) 個人データを委託業務以外に利用しないこと。
- (3) 個人データの漏えい等が生じた場合には、契約を
解除すること。
- (4) 個人データの漏えい等により損害が生じた場合
には、損害賠償を行うこと。
- (5) 組合の個人情報取扱責任者は、随時、委託契約
に関する調査を行い、説明を求め及び報告を徴す
ることができること。
- (6) 個人情報取扱責任者から問題が指摘された場合
には、速やかに必要な措置を行うこと。
- (7) 組合との直接の契約関係（組合が再委託について
許諾している場合を含む。）を伴わない再委託を
行わないこと。

（保有個人情報の開示）

第15条 組合が保有する診療報酬明細書、調剤報酬
明細書、及び訪問看護療養費明細書（以下「レセプト」
という。）の開示に当たっては、「診療報酬明細書等
の被保険者等への開示について」（平成17年3月3
1日保発第0331009号厚生労働省保険局保険
局長通知）に基づき取扱い、レセプト開示に係る具
体的取扱いについては、組合の「診療報酬明細書等
の開示に係る取扱要領」に則り処理を行う。

2 （略）

第16条 （略）

（保有個人情報の訂正及び利用停止等）

第17条 本人から、法第34条1項に定める訂正等
を求められた場合及び法第35条1項に定める利用
停止等を求められた場合は、組合の「保有個人デー
タ（診療報酬明細書等を除く）の開示・訂正・利用停止
等に係る取扱要領」に則り処理を行う。

- を了承した業者に限り、外部委託することができる。
- (1) 法令、関連通知及びガイドンス（当該個人情報
が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイ
ドラインを含む）を遵守し、個人情報の保護に
万全を期すこと。また、契約期間終了後におい
ても同様であること。
 - (2) 被保険者等の個人情報を、組合の事業目的以外に
利用しないこと。
 - (3) 被保険者等の個人情報の漏えい等が生じた場合
には、契約を解除すること。
 - (4) 被保険者等の個人情報の漏えい等により損害が
生じた場合には、損害賠償を行うこと。
 - (5) 組合の個人情報取扱責任者は、随時、委託契約
に関する調査を行い、説明を求め及び報告を徴す
ることができること。
 - (6) 個人情報取扱責任者から問題が指摘された場合
には、速やかに必要な措置を行うこと。
 - (7) 組合との直接の契約関係を伴わない再委託を行
わないこと。

（保有個人情報の開示）

第15条 組合が保有する診療報酬明細書、調剤報酬
明細書、及び訪問看護療養費明細書（老人医療に係る
ものを除く。以下「レセプト」という。）の開示に当
たっては、「診療報酬明細書等の被保険者等への開示
について」（平成17年3月31日保発第03310
09号厚生労働省保険局保険局長通知）に基づき取扱
い、レセプト開示に係る具体的取扱いについては、組
合の「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に則
り処理を行う。

2 （略）

第16条 （略）

（保有個人情報の訂正及び利用停止等）

第17条 被保険者等本人から、個人データの内容が
事実でないという理由によってデータの内容の訂正、
追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められ
た場合、若しくは個人データが、特定した利用目的
の達成に必要な範囲を超えて取扱われる、偽りその他不
正の手段により取得される、また特定個人情報が番号
法において限定的に明記された場合に違反して違法

(個人情報相談窓口の設置)

第18条 個人情報の取扱いに関する相談や苦情の適切な処理を行うため、組合に個人情報相談窓口を設置する。

2 本人から苦情等の申し出があった場合は、苦情等の内容を調査、確認のうえ個人情報取扱責任者に報告しなければならない。

第19条 (略)

(損害賠償)

第20条 故意または重大な過失による個人データの漏えい等により、損害を及ぼした者は賠償の責を負う。

第21条 (略)

(漏えい等の事故にかかる対策)

第22条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏えい等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。

2 漏えい等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドンスIII 6に定める対応並びに地方厚生(支)局への報告を速やかに実施するものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、令和6年12月2日から施行する。

に第三者に提供されるなどの理由によって、データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)

を求められた場合、組合の「保有個人データ(診療報酬明細書等を除く)の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に則り処理を行う。

(個人情報相談窓口の設置)

第18条 個人情報の取扱いに関する相談や苦情の適切な処理を行うため、組合に個人情報相談窓口を設置する。

2 被保険者等から苦情等の申し出があった場合は、苦情等の内容を調査、確認のうえ個人情報取扱責任者に報告しなければならない。

第19条 (略)

(損害賠償)

第20条 故意、過失による個人情報の漏えい等により、損害を及ぼした者は賠償の責を負う。

第21条 (略)

(漏洩等の事故にかかる対策)

第22条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏洩等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。

2 漏洩等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドンスIII 6に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。

別表1 健康保険組合等が保有する個人情報

別表2 健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的

3. 「健康管理事業推進委員会規程」の改定

新	旧
<p>第1条～第3条（略）</p> <p><u>（委員）</u></p> <p>第4条 <u>委員は、事業主の推薦に基づき、健康保険組合理事長が委嘱する。</u></p> <p>（委員会の構成）</p> <p>第5条 委員会は、<u>委員と健康保険組合の事務局役職員にて構成し、必要に応じて、医師、保健師、管理栄養士等の専門知識を有する者で構成する。</u></p> <p><u>2 委員長は健康保険組合の常務理事とし、委員会は、委員長が招集し統括する。</u></p> <p>（保健施設事業統括専任者）</p> <p>第6条</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>第7条（略）</p> <p>（<u>委員の任期</u>）</p> <p>第8条 委員の任期は、3年とする。<u>ただし、事業所を退職、異動又は辞退がなければ再任とする。</u></p> <p>2 委員に欠員を生じたため、あらたに委嘱された委員の任期は前任者の残存期間とする。</p> <p>第9条～11条（略）</p> <p><u>附則</u> <u>この規程は、令和6年8月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（委員会の構成）</p> <p>第4条 委員会は、<u>次のメンバーにより構成する。</u></p> <p><u>1. 委員 若干名（事業主・被保険者・健康保険組合役職員より理事長が委嘱）</u></p> <p><u>2. 顧問 若干名（医師・看護婦・保健婦等の健康管理専門スタッフ）</u></p> <p>（保健施設事業統括専任者）</p> <p>第5条</p> <p><u>（委員長）</u></p> <p>第6条</p> <p>第7条（略）</p> <p>（任期）</p> <p>第8条 委員の任期は、3年とする。<u>ただし、再任は妨げない。</u></p> <p>2 <u>委員に欠員を生じたため、あらたに委嘱された委員の任期は前任者の残存期間とする。</u></p> <p>第9条～11条（略）</p>

4. 「各種健康診査等実施規程」の改定

新	旧
<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（補助金支給要件）</p>	<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（補助金支給要件）</p>

<p>第3条 補助金の支給を受けようとする者は、受診したとき、現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。（年齢は年度末時点の年齢とし、補助金支給の回数は受診者1人あたりとする。）</p> <p>(1) 一般・特定健康診査 <u>任意継続被保険者</u>・30歳以上の被扶養者（年度内1回）</p> <p>(2) 生活習慣病検診 一般被保険者（年度内1回）</p> <p>(3) 大腸がん検診 40歳以上一般被保険者（年度内1回）</p> <p>(4) ABC検診 30歳以上被保険者・被扶養者の対象者（原則1回限り）</p> <p>(5) 肝炎ウイルス検診 30歳被保険者の希望者（原則1回限り）</p> <p>(6) ～（13）（略）</p> <p>第4条（略）</p> <p><u>附則</u> <u>（施行期日）</u> <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第3条 補助金の支給を受けようとする者は、受診したとき、現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。（年齢は年度末時点の年齢とし、補助金支給の回数は受診者1人あたりとする。）</p> <p>(1) 一般・特定健康診査 30歳以上被扶養者・<u>任意継続被保険者</u>（年度内1回）</p> <p>(2) 生活習慣病検診 一般被保険者（年度内1回）</p> <p>(3) 大腸がん検診 40歳以上一般被保険者（年度内1回）</p> <p>(4) ABC検診 30歳以上被保険者・被扶養者の対象者（原則1回限り）</p> <p>(5) 肝炎ウイルス検診 30歳<u>以上</u>被保険者・<u>被扶養者</u>の希望者（原則1回限り）</p> <p>(6) ～（13）（略）</p> <p>第4条（略）</p>
--	--

5. 「資格確認書管理規程」の新設

（目的）

第1条 この規程は、J-オイルミルズ健康保険組合における健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の管理についての基準を定め、資格確認書の適正な管理を図ることを目的とする。

（管理責任者）

第2条 資格確認書の管理責任者は、常務理事とする。

（保管方法）

第3条 資格確認書の原紙は、錠のかかる書庫等に納め厳重に保管するものとする。

（受入れ及び払出し）

第4条 資格確認書の原紙を受入れたとき、又は交付したときは、その年月日及び数量を受払簿（別紙様式）へ記録し、その取扱いを明確にするものとする。

(無効証及び廃棄処分)

第5条 被保険者資格喪失等の事由により返納された資格確認書又は書損となった資格確認書は第一面に無効表示を行なった後、廃棄するものとする。

2 資格確認書の廃棄は、常務理事の決裁を経て処分するものとする。

(再交付手数料)

第6条 資格確認書の滅失・毀損等の事由により、再交付する場合には、被保険者から再交付手数料として、資格確認書1枚につき1,000円を給与控除により徴収する。

2 再交付理由が天災その他やむを得ない事由にて生じた場合であると常務理事が判断した場合は、再交付手数料は徴収しないものとする。

(規程の変更)

第7条 この規程に定めのない事項及びこの規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附 則

この規程は、令和6年12月2日から施行する。

6. 「被保険者証管理規程」の廃止

(目的)

第8条 この規程は、J-オイルミルズ健康保険組合における健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の管理についての基準を定め、被保険者証の適正な管理を図る事を目的とする。

(保管責任者)

第9条 被保険者証の管理責任者は、常務理事とする。

(保管方法)

第10条 被保険者証は、錠のかかる書庫等に納め厳重に保管するものとする。

(受入れ及び払出し)

第11条 被保険者証を受入れたとき、又は交付したときは、その年月日及び数量を受払簿へ記録し、その取扱いを明確にするものとする。

(受払簿の様式)

第12条 被保険者証の受払簿の様式は別紙のとおりとする。

(無効証及び廃棄処分)

第13条 被保険者資格喪失等の事由により返納された被保険者証又は書損となった被保険者証は記号及び組合印の二箇所に穿孔処理を行った後、廃棄するものとする。

2 被保険者証の廃棄は、常務理事の決裁を経て処分するものとする。

(再交付手数料)

第14条 被保険者証の滅失・毀損等の事由により、再交付する場合には、被保険者から再交付手数料として、被保険者証1枚につき1,000円を給与控除により徴収する。

2 再交付理由が天災その他やむを得ない事由にて生じた場合であると常務理事が判断した場合は、再交付手数料は徴収しないものとする。

(規程の変更)

第15条 この規程に定めのない事項、及びこの規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附 則

1. この規程は、平成21年8月1日から施行する。
2. この規程の改正は、平成28年8月1日から施行する。
3. この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。
4. この規程は、令和7年12月2日に廃止する。

以上

令和6年8月1日

J-オイルミルズ健康保険組合

理事長 江 渕

